

令和4年2月1日
土木部土木計画調整課

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

道路構造令の一部を改正する政令が平成31年4月19日に公布され、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる「自転車通行帯」に関する規定を新たに設ける等の改正が行われ、平成31年4月25日から施行された。

都道府県道及び区市町村道の構造の技術的基準については、道路構造令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなっている。

東京都においては、令和元年12月25日に、道路構造令と同内容で都道における道路構造の技術的基準に関する条例改正を行った。

このことから、「世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例」においても、道路構造令と同内容の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 自転車通行帯の新設

自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定する。

(2) 自転車道の設置要件の追加

設置要件として、「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加する。

3 施行予定日

令和4年4月1日

4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例 平成25年3月5日条例第26号</p>	<p>○世田谷区道路の構造の技術的基準に関する条例 平成25年3月5日条例第26号</p>
<p>第1条～第2条 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略</p>
<p>(車線等)</p>	<p>(車線等)</p>
<p>第3条 車道(副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p>	<p>第3条 車道(副道、<u>停車帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p>
<p>2 計画交通量が道路の区分に応じ規則で定める設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。</p>	<p>2 計画交通量が道路の区分に応じ規則で定める設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、2とする。</p>
<p>3 前項に規定する道路以外の道路の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)とし、道路の区分に応じ規則で定める1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。</p>	<p>3 前項に規定する道路以外の道路の車線の数は4以上(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数)とし、道路の区分に応じ規則で定める1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。</p>
<p>4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める。</p>	<p>4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める。</p>
<p>5 第4種第4級の道路のうち普通道路の車道の幅員は、規則で定める。</p>	<p>5 第4種第4級の道路のうち普通道路の車道の幅員は、規則で定める。</p>
<p>第4条 省略</p>	<p>第4条 省略</p>
<p>(副道)</p>	<p>(副道)</p>
<p>第5条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以</p>	<p>第5条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以</p>

改正後	改正前
<p>上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、規則で定める。</p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 自転車通行帯の幅員は、規則で定める。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第4種第1級の道路及び第4種第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量又は自動車及び歩行者の交通量が多い第4種第1級の道路及び第4種第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要があるあ</p>	<p>上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> <p>2 副道の幅員は、規則で定める。</p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によ</p>

改正後	改正前
<p>る場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>りやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 自転車道の幅員は、規則で定める。 (自転車歩行者道)</p>	<p>3 自転車道の幅員は、規則で定める。 (自転車歩行者道)</p>
<p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>2 自転車歩行者道の幅員は、規則で定める。 (歩道)</p>	<p>2 自転車歩行者道の幅員は、規則で定める。 (歩道)</p>
<p>第10条 第4種第1級の道路、第4種第2級の道路及び第4種第3級の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)並びに第4種第4級の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路に限る。)には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>第10条 第4種第1級の道路、第4種第2級の道路及び第4種第3級の道路(自転車歩行者道を設けるものを除く。)並びに第4種第4級の道路(自転車道を設けるものに限る。)には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>2 第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 第4種第4級の道路(自転車道を設けるもの及び自転車歩行者道を設けるものを除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 歩道の幅員は、規則で定める。</p>	<p>3 歩道の幅員は、規則で定める。</p>
<p>第11条～第36条 省略</p>	<p>第11条～第36条 省略</p>
<p>(小区間改築の場合の特例)</p>	<p>(小区間改築の場合の特例)</p>
<p>第37条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項</p>	<p>第37条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項</p>

改正後	改正前
<p>及び第4項、第5条、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項及び第4項並びに第24条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないとき、これらの基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等に応じ、第3条、第4条第3項及び第4項、第5条、第6条第2項、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第3項、第19条第1項、第22条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第39条第1項の規定による基準を適用することが適当でないとき、これらの基準によらないことができる。</p>	<p>及び第4項、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項及び第4項並びに第24条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないとき、これらの基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等に応じ、第3条、第4条第3項及び第4項、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第3項、第19条第1項、第22条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第39条第1項の規定による基準を適用することが適当でないとき、これらの基準によらないことができる。</p>
<p>第38条～第40条 省略</p>	<p>第38条～第40条 省略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>2 この条例の規定は、施行日以後に新設し、又は改築する道路について適用する。</p>	<p>2 この条例の規定は、施行日以後に新設し、又は改築する道路について適用する。</p>
<p>3 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結した工事に係るものを含む。）について、この条例の規定に適合しない部分がある場合は、当該部分に対して、当該規定は適用しない。</p>	<p>3 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結した工事に係るものを含む。）について、この条例の規定に適合しない部分がある場合は、当該部分に対して、当該規定は適用しない。</p>
<p><u>附 則（令和●年●月●日条例第●号）</u></p>	
<p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結した工事に係るものを含む。）</p>	

改正後	改正前
については、この条例による改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	